

北川哲男
司法書士

最初は些細なことであっても、行為がエスカレートして被害が深刻になつた事件の報道が後を絶ちません。ストーカー被害は、早目に対策をすることで被害を最小限にい止めることも可能です。

今号は当相談ダイヤル相談員の北川哲男司法書士の相談事例からストーカーに関する相談をご紹介します。

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.21

「ストーカー行為」



ストーカー行為「つきまとい」

○ストーカー行為とは、同一の者に対しつきまとい等を繰り返し行うこと。
○つきまとい等とは、行為の感情、その感情が満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、(1)つきまとい待ち伏せ、(2)監視していると並行する行為、(3)面会・交際の要求、(4)乱暴な言動、(5)無言電話・連続電話・ファクシミリ、(6)汚物などの送付、(7)名譽を傷つける、(8)性的羞恥心の侵害の行為を行ふこと。

【事例①】
四月から東京で学生生活を送つてゐる娘宛に、家の方に毎週、同級生から手紙が郵送されて来る。娘に連絡すると、ほつておけば良いと言う。しかし、相手があまりにしつこく、親としては不安になる。止めてほしいがどうしたら良いか。

【回答】

男性は純粋な気持ちで手紙を書いてゐるのかもしれないが、送られてくる立場からしたら迷惑で困つた問題。

相手の気持ちを無視して継続するこのような行為は一種のストーカー行為ともいえ、ストーカー規制法の「つきまとい」行為として取締りの対象にならと思われる。

路上で別れる別れないの話をしていたところ、言葉の行き違いでお互いに感情的になり、その場を立ち去ろうとした彼の車の窓枠に手をかけた途端に、彼から警察に通報され、警察署で始末書を書かされた。後で聞いたら、自分が始末書を書き相手は何も書いてないという。

納得がいかないので始末書を取り消したいが、取り消すことはできないか。どうも、自分がストーカーとなは止めてほしいと手紙か電話で伝えたらどうか。

ストーカー行為「つきまとい」

会社の取引先の男性と、結婚を前提に交際している。

最近になつて、昔、付き合つていた彼が何度も電話をかけてきたり、アパートに押しかけて来て困つていて、自分には好きな人がいることを話したが、益々しつこくなつて来て怖い。知られたくないのでは言えない。

【回答】

知られたくない気持ちもわかるが、相手が特定できるので彼に話をして、彼から相手に、纏わりつかないよう言つてもらつたらどうか。

なお、行為がエスカレートして凶悪な犯罪につながることもあるので、警察の安全課に相談すると良い。

ストーカー規制法

H12年11月24日、「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」が施行された。桶川ストーカー事

【回答】

始末書を取り消すことはできない。今世の中、些細なことから大事に発展するものが多くなつていて、また、思いもよらないことで、ストーカーの被害者にも、加害者にもなり得る。別れ話でもめているのであれば、直接交渉は今回のようなことになり兼ねないので避けて、今後は第三者を介して行うようにするのが良い。

件を契機に議員立法された法律で、第147回通常国会で成立したのは桶川事件被害女性の誕生日である同年5月18日。この法律により、男女間の問題として片付けられがちだった嫌がらせ行為が処罰されるようになつた。施行以降現在まで、交際相手による事案が過半数を占めており、元夫婦や恋人など面識者によるものが多い。身体、自由、名譽、生活の安全と平穏をストーカー行為の被害から守るためにこの法律は、「ストーカー行為」を行つた者に対する罰則を設け必要な規制を行うことや、被害者に対する援助等を定めている。

親告罪で、罰則は6ヶ月以下の懲役

又は50万円以下の罰金。申出に応じて警察は警告書による「つきまとい等」を繰り返してはならないことを警告でいる。この警告に従わない場合には、都道府県公安委員会が禁止命令を出すことができる。

禁止命令に違反して「ストーカー行為」をすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

警察庁によれば全国のストーカー事案の認知件数はH20年14,657件、警告1,335件、禁止命令26件、検挙244件で共に過去最多に並ぶ記録。警察の対応と効果では警告実施後、約9割の行為が止まつたとされる。

なお、長野県内のH20年の認知件数は273件、警告27件、検挙16件で前年度より大幅に減少している。

害がより深刻になる前に、ご自宅の最寄りの警察署、警察本部に相談をして下さい。

くらし・なんでも相談“ほつとダイヤル”

0120-39-6029
毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。